

お客さま各位

中兵庫信用金庫

「預金規定」の改定のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。
中兵庫信用金庫は、このたび、下記のとおり、「預金規定」を改定させていただくことになりましたので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は本改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定する「預金規定」

- ・ 預金共通規定
- ・ 普通預金規定（普通預金無利息型を含む）
- ・ 貯蓄預金規定

2. 改定日

2019年9月1日（日）

3. 改定内容

以下の条項の下線部を追加・変更します。

預金共通規定 改定後（抜粋）
<p>2.（届出事項の変更、通帳の再発行等）</p> <p>(1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、<u>在留期間</u>、利息の入金口座その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 前項の印章、名称、住所、<u>在留期間</u>その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(3) 証書、通帳または印章を失った場合の預金の払戻し、解約、定期預金等の元利金ならびに給付契約金等の支払い、または証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(4) 証書、通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料を支払ってください。</p> <p>(5) <u>預金口座の開設、届出事項の変更、通帳の再発行、その他これらに準ずる手続きの際には、当金庫は、法令で定める本人確認、その他の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。</u></p> <p>7.（取引の制限等）</p> <p>(1) <u>当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p>

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定 改定後 (抜粋)

7. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳・カード（キャッシュカードを発行している場合）を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。
- ②この預金の預金者が前記預金共通規定第6条第1項に違反した場合。
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ⑤日本国籍をお持ちでない在留期間がある預金者が、当金庫に届出している在留期間を超過した場合。
- ⑥当金庫が法令で定める本人確認、その他の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合。
- (3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

貯蓄預金規定 改定後 (抜粋)

6. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。
- ②この預金の預金者が前記預金共通規定第6条第1項に違反した場合。
- ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
- ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ⑤日本国籍をお持ちでない在留期間がある預金者が、当金庫に届出している在留期間を超過した場合。
- ⑥当金庫が法令で定める本人確認、その他の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになった場合。
- (3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

以上